

大蔵委員會議錄第四十九号

昭和二十五年四月十一日(火曜日)
午後一時二十五分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君
理事 岡野 清彦君 理事 北澤 直吉君
理事 小峯 柳多君 理事 小山 長規君
理事 前尾 三郎君 理事 川島 金次君
理事 内藤 友明君
甲木 保君 鹿野 彦吉君
佐久間 徹君 高間 松吉君
田中 啓一君 西村 直巳君
三宅 則義君 宮腰 喜助君
竹村 泰良一君 田島 ひで君
中村 寅太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

四月十日

委員宮原幸三郎君辭任につき、その補欠として宮崎靖君が議長の指名で委員に選任された。

四月十日

開税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三三号)

同月十一日

国家公務員等の旅費に関する法律案(内閣提出第一六八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

第一類第六号

大蔵委員會議錄第四十九号 昭和二十五年四月十一日

開税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六三三号)

○川野委員長 これより會議を開きます。

議案の審査に入ります前にお諮りいたします。このことがございます。それは連合審査會開會の件についてであります。が、ただいま建設委員會において審査中の議員提出法案、すなわち熱海國際觀光溫泉文化都市建設法案、及び伊東國際觀光溫泉文化都市建設法案の両案につきましては、本委員會の所管にも關連がありますので、この際建設委員會に右両案について連合審査會開會の申出をいたしておきたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○川野委員長 御異議がないようですので、さいますから、さよう決定いたします。

なお開會の日時等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと思ひます。

○川野委員長 それでは、これより議案の審査に入ります。まず昨十日本委員會に付託されました開税法の一部を改正する法律案を議題として、政府の説明を求めます。水田政務次官。

開税法の一部を改正する法律案(明治三十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「收容貨物」の下に「又ハ保管貨物」を加ふる。
第七條但書を次のように改める。
但シ開税ヲ通脱シタル場合又ハ其ノ通脱ヲ爲ス目的ヲ以テ予備者ハ未遂ヲ行ヒタル場合ノ開税ノ徴收權ハ此ノ限ニ在ラズ
第三十一條ノ三の次に次の一條を加ふる。
第三十一條ノ四 旅客ノ携帶品前條第三項ノ貨物ニ該當スルトキハ保管証ヲ引換ニシテ開税ニ保管スベシ
前項ノ保管貨物前條ノ証明又ハ認定ヲ得ルニ至リタルトキハ第三十一條ノ免許ヲ得テ保管証ヲ引換ニシテ之ガ返還ヲ受ケベシ
第一項ノ保管貨物輸出又ハ輸入ノ免許ヲ受クルニ至ラザルトキ輸出貨物ハ之ヲ内地ニ引取り輸入貨物ハ之ヲ積戻スベシ
第一項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ貨主ノ負担トス
第三十四條但書を次のように改める。
但シ税關ノ認許ヲ得命令ノ定ムル所ニ依リ税金ニ相當スル担保ヲ提供シタルトキハ輸入貨物ノ引取りヲ爲スコトヲ得
第三章中「第五節 收容」を「第五節 收容及保管」に改める。
第五節中第五十二條の次に次の一條を加ふる。
第五十二條ノ二 第三十一條ノ四第

一項ノ保管貨物保管ノ日ヨリ四箇月以内ニ同條第二項又ハ第三項ノ處理ヲ爲サザルトキハ之ヲ公売ニ付シ開税及其ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ニ充テ殘金アルトキハ之ヲ貨主ニ交付ス
前項ノ貨物生活力ヲ有スル動植物ナルトキハ腐敗シ若ハ腐敗ノ虞アルトキ又ハ倉庫若ハ他ノ貨物ヲ害スルノ虞アルトキハ前項ノ期限ニ拘ラズ之ヲ公売ニ付スルコトヲ得
第五十一條ノ二及第五十二條ノ規定ニ前二項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第七十四條及び第七十五條を次のように改める。
第七十四條 開税定率法第十一條ニ掲グル貨物ノ輸入ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ爲シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超エタルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル金額以下ト爲スコトヲ得
第七十五條 開税ヲ通脱シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ爲シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超エタルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル金額以下ト爲スコトヲ得
第七十六條ノ二を次のように改める。
第七十六條ノ二 第七十四、第七十五條又ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄蔵、收受、放買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処

項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ニ對スル開税(前二項ノ犯罪ニ係ル貨物が開税定率法別表輸入税表第四百十二号第二項ニ掲グル貴石ナルトキハ其ノ原価トス以下本項ニ於テ同ジ)ノ十倍ガ五十万円ヲ超エタルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ該開税ノ十倍ニ相當スル金額以下ト爲スコトヲ得
第七十五條ノ二を削る。
第七十六條を次のように改める。
第七十六條 免許ヲ受ケズシテ貨物ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ予備ヲ爲シタル者又ハ同項ノ犯罪ノ実行ニ着手シ之ヲ遂ゲザル者亦同項ニ同ジ
前二項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ノ二倍ガ五十万円ヲ超エタルトキハ情狀ニ因リ前二項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ其ノ原価ノ二倍ニ相當スル金額以下ト爲スコトヲ得
第七十五條ニ該當スルモノニハ之ヲ適用セズ
第七十六條ノ二を次のように改める。
第七十六條ノ二 第七十四、第七十五條又ハ第七十六條ノ犯罪ニ係ル貨物ノ運搬、寄蔵、收受、放買又ハ牙保ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ三十万円以下ノ罰金ニ処

シ又ハ之ヲ併科ス
前項ノ犯罪ニ係ル貨物ノ原価ガ三
十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ
前項ノ罰金ハ三十万円ヲ超エ其ノ
原価ニ相当スル金額以下ト為スコ
トヲ得
第七十七條中「三十万円」を「十万円」
に改める。

第八十二條第二号中「第八十四條
(第百一條ノ二ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)又ハ第八十五條」を削る。
第八十二條ノ四を次のように改め
る。

第八十二條ノ四 本法ヲ犯シタル者
ニハ刑法第四十八條第二項、第六
十三條及第六十六條ノ規定ハ之ヲ
適用セズ但シ第七十四條乃至第七
十七條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ処
スルトキ若ハ懲役及罰金ヲ併科ス
ルトキニ於ケル懲役ノ刑ニ付又ハ
第七十八條若ハ第八十二條ノ罪ヲ
犯シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第八十三條第一項を次のように改
める。

第七十四條 第七十五條若ハ第七
十六條ノ犯罪ニ係ル貨物、其ノ犯
罪行為ノ用ニ供シタル船舶又ハ第
七十六條ノ二ノ犯罪ニ係ル貨物ニ
シテ犯人ノ所有又ハ占有ニ係ルモ
ノハ之ヲ沒收ス

第八十六條を次のように改める。
第八十六條 税関官吏ハ犯罪事件ノ
調査ヲ為スニ當リ必要ト認ムルト
キハ犯人ニ對シテ若ハ参考人ニ對シ
テ質問シ此等ノ者ノ任意ニ提出シタ
ル物件、帳簿、書類等ヲ検査シ又
ハ領置スルコトヲ得
第八十七條中「検査(第八十四條ノ

場合ニ限ル)」を「検査(第八十四條
及第八十六條ノ場合ニ限ル)」に
改める。

第九十條第一項中「差押ヘタルト
キハ差押目録」を「差押ヘタルトキ又
ハ領置シタルトキハ其ノ差押目録又
ハ領置目録」に改め、同條第二項及
び第三項中「差押物件」を「差押物件
又ハ領置物件」に改める。

第九十一條第一項中「臨検搜索又
ハ差押ヘ」の下に「許可状ニ夜間執
行スルコトヲ得ル旨ノ記載ナキトキ
ハ」を加える。

第九十三條中「税関官吏質問」の
下に「検査(第八十六條ノ場合ニ限
ル)」を「領置」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十五年五月
一日から施行する。

2 この法律施行の際財産及び貨物
の輸出入の取締りに関する政令(昭
和二十四年政令第九十九號)第
二十八條第一項の規定により交付
を受けている個別保管証は、関税
法第三十一條ノ四第一項の改正規
定による保管証とみなす。

○水田政府委員 ただいま議題となり
ました、関税法の一部を改正する法律
案について、提出の理由を御説明いた
します。

今回改正しようといはしますのは、
次の三点であります。その第一点は、
昨年十二月法律第二百二十八號をもち
まして、外国為替及び外国貿易管理法
が施行され、これに伴い財産及び貨物
の輸出入の取締りに関する政令が、今
年六月三十日をもつて廃止されること
となつておりますが、この政令中に規

定してあります旅客の携帶品に関する
事項につきましましては、取締上これを存
続させる必要がありましますので、これを
関税法に織り込み、所要の條項を加え
ようとするものであります。

その第二点は、輸入免許前に貨物を
引取る際の関税の担保は、現在では金
銭のみに限られていたものであります
が、これを拡張いたしまして、国債等
をも認め得るよう改正を行おうとする
ものであります。

その第三点は、近時密貿易事件が増
加し、その質も漸次悪化しつつある情
勢に對應するため、犯罪事件の調査処
分及び罰則上所要の改正を行おうとす
るものであります。

それを詳しく詳細に申し上げます
と、第一に、輸入禁制品密輸入犯、関
税通脱犯、無免許輸出入犯等の罰則に
ついて所要の調整強化をはかるととも
に、これらの犯罪の予備及び未遂の処
罰の点を明確にいたそうとするもので
あります。

第二に、従来不明確であつた密輸入
または密輸出された犯罪物件の処分規
定を明確化しようとするものでありま
す。

第三には、犯罪事件の調査上の問題
といたしまして、犯罪嫌疑者または参
考人の所持する物件、帳簿または書類
等、本人が任意に提出したものを検査
または領置することができ旨の規定
を設けるとともに、最近の大規模な密
輸事犯はほとんど夜間において行われ
るのが常態でありますので、裁判所の
夜間執行の許可状があれば、夜間にお
ける臨検、搜索または差押えができる
旨の規定を設けまして、取締りの万全
を期することといたしたいと思つので

あります。
以上が本法律案を提出いたしました
理由であります。何とぞ御審議の上
みやかに御賛成あらんことを希望いた
します。

○川野委員長 それでは本日はこの程
度にして散会いたします。
午後一時三十分散会